

令和7年 第2回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和7年11月28日 開会

令和7年11月28日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

## 提出議案目録

- 議案第 9号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）
- 議案第10号 令和7年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第13号 津軽広域水道企業団監査委員の選任について

（以上 11月28日 提出）

令和7年第2回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和7年11月28日 午後4時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案第 9号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）

議案第10号 令和7年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算  
の認定について

議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及  
び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第13号 津軽広域水道企業団監査委員の選任について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---



————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
午後 4 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和 7 年第 2 回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

前回の議会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介申し上げます。

本年 4 月、つがる市副市長に再任されました、今正行氏が議員に就任されました。

今議員は所用のため本日欠席となっております。（今議員欠席）

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員）

ただいまの出席議員は 8 名で、定足数に達しております。

よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員） 日程第 1、「議席の指定」を行います。

会議規則第 3 条第 2 項の規定により、10 番に今正行議員を指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員） 日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

3 番佐々木孝昌議員、4 番古川洋文議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員） 日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員） 日程第 4「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（川辺貴志） （朗読）

諸般の報告

一 企業長提出議案 議案第 9 号から第 13 号までの以上 5 件

一 企業長報告 報告第 1 号から第 3 号までの以上 3 件

一 監査報告 津広水監発第2号及び津広水監発第3号の以上2件

以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第9号から議案第13号の以上5件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。

○企業長（櫻田宏） 議長、企業長。

○議長（高樋憲議員） 企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和7年第2回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第9号は、専決処分の報告及び承認についてであります。内容は、津軽広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例であり、事務手続きに急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであります。

議案第10号は、令和7年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）であります。内容は、津軽事業部水道用水供給事業の当初予算第1章第5条に定めた継続費青森受水池外電磁流量計更新事業の総額を補正するものであります。

議案第11号は、令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

初めに、地方公営企業法第32条第2項に基づく令和6年度の利益の処分について、津軽事業部水道用水供給事業においては、2億4,610万8,100円を資本金に組み入れし、6億4,762万1,628円を繰越利益剰余金とするものであります。

続きまして、令和6年度決算の概要についてご説明いたします。

初めに、津軽事業部水道用水供給事業について、ご説明申し上げます。用水供給の状況についてであります。年間用水供給量は、2,387万1,430立方メートルで、前年度との比較では、24万3,256立方メートル、1.01パーセントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入決算額25億4,012万8,582円に対し、支出決算額は、18億9,250万6,954円となっており、消費税抜き後の額で、6億4,762万1,628円の当年度純利益が生じております。

引き続き、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入決算額1,726万円に対し、支出決算額は、6億8,201万4,307円となっており、収支差し引きの不足額6億6,475万4,307円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補てんをいたしております。

次に、西北事業部水道事業について、ご説明申し上げます。

令和6年度における給水の状況についてであります。年度末における給水戸数は

1万3,643戸、給水人口は2万6,680人で、これに対する有収水量は259万2,694立方メートルで、前年度との比較では、0.71パーセントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額13億5,209万195円に対し、支出決算額は、14億911万2,411円となっており、消費税抜き後の額で、5,702万2,216円の当年度純損失が生じております。

引き続き、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額4億3,447万5,140円に対し、支出決算額は、9億4,034万9,182円となっており、収支差し引きの不足額5億587万4,042円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補てんをいたしております。

議案第12号は、当企業団が加入しております青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更をするものであります。

議案第13号は、津軽広域水道企業団監査委員の選任についてであります。

企業団規約第10条第1項の規定により、監査委員の定数を2名と定めておりますが、うち1名の任期が去る11月8日で満了し、現在は1名の欠員となっております。

つきましては、つがる市の監査委員であります、台丸谷績氏を適任と認め再任いたしたく、規約第10条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○副企業長（倉光弘昭） 議長、副企業長。

○議長（高樋憲議員） 副企業長。

○副企業長（倉光弘昭） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案いたしております議案うち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る11月19日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、

審議を進めます。

初めに、議案第9号専決処分の報告及び承認についてを審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（黒沼立真） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第9号について補足説明を申し上げます。

令和6年8月8日の人事院による公務員人事管理に関する報告において仕事と生活の支援の拡充に係る項目のうち、育児時間の取得パターンの多様化等及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、令和7年10月1日施行で人事院規則を改正し、国家公務員について措置を講じ、弘前市においても10月1日施行のため、6月議会で条例改正が行われました。

当企業団においても同様の措置を講じることとし、関係条例の所要の改正を行うため、事務処理上、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものであります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

採決いたします。議案第9号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第10号令和7年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（黒沼立真） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第10号について補足説明を申し上げます。

私からは、第1章 津軽事業部水道用水供給事業についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。第2条継続費につきましては、予算第1章

第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正するものであります。

これは、人件費や物価の上昇、更に積算体系が変更されたことにより不足が生じる見込みとなったことから、総額及び令和8年度の年割額を614万9,000円増額するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第10号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（黒沼立真） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第11号は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、決算を議会の認定に付するものであります。

私からは、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げます。

初めに、利益の処分についてご説明いたしますので、お手元に配布しております令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計決算書の7頁をお開きください。

令和6年度末の未処分利益剰余金8億9,372万9,728円のうち、減債積立金として使用した2億4,610万8,100円を資本金に組み入れしようとするものであります。

また、令和6年度の純利益である6億4,762万1,628円は、繰越利益剰余金とするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明いたしますので、決算書の1頁、2頁をお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は、27億5,856万7,920円となり、予算額に比べ523万9,920円の増となりました。主な理由としては、鶴田町及び五所川原市の基本水量増量に伴う基本料金の増加分が、供給量の減少による使用料金減少分を上回ったことによるものです。

次に下の表の支出決算額は、21億165万2,581円となり、不用額は、2億714万2,419円となりました。不用額の主なものは、修繕費、異臭味対応のために計上した委託料、薬品費などであります。

決算書の5頁、損益計算書をお開きください。

下から3行目にありますとおり、税抜き後の当年度純利益は、6億4,762万1,628円となっております。

決算書の3頁、4頁をお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は、1,726万円となり、予算額に比べ2,000万円の減となりました。これは工事の中止等により企業債の借入れがなくなったものであります。

次に、下の表の支出決算額は、6億8,201万4,307円となり、翌年度繰越額を除いた不用額は、5千766万1,693円となりました。不用額の主なものは、工事請負費及び委託料などであり、入札不調や、設計業務の繰越などが理由であります。

なお、建設改良工事の概況は、14頁に記載しております。

また、翌年度への繰越内容及び継続費の繰越につきましては、企業長報告第1号予算繰越計算書及び第2号継続費繰越計算書をご参照くださるようお願いいたします。

以上のことから、表の欄外に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億6,475万4,307円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額974万9,924円、減債積立金2億4,610万8,100円及び過年度分損益勘定留保資金4億889万6,283円をもって補てんしております。

以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業の補足説明を終わります。

○西北事業部長（山谷慎一） 議長、西北事業部長。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（山谷慎一） 私からは、第2章西北事業部水道事業について、補足

説明申し上げます。只今の決算書の26頁、27頁をお開き願います。

初めに、（１）収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入の第１款水道事業収益でございますが、決算額が14億4,603万1,977円となり、予算額に比べ、1,596万8,023円の減となりました。減となりました主な項目は、給水収益でございます。

次に、支出の第１款 水道事業費用でございますが、決算額が14億5,888万9,879円となり、不用額は1,819万121円となりました。

不用額となりました主な項目は、減価償却費と特別損失となっております。

続きまして決算書の28頁、29頁をお開き願います。（２）資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第１款 資本的収入は、決算額が４億3,447万5,140円でございます。予算額に比べ、4,635万860円の減となりました。

減となりました要因でございますが、第１項企業債及び第２項国庫補助金でございます。

次に、支出の第１款資本的支出でございますが、決算額が９億4,034万9,182円となり、不用額は、7,739万818円となりました。

不用額となりました主な項目は、施設費の工事請負費、営業設備費の量水器購入費でございます。

これによりまして、表の下に記載してございます、資本的収入額が資本的支出額に不足する額５億587万4,042円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,243万5,214円及び、過年度分損益勘定留保資金４億6,343万8,828円をもって補てんしてございます。

続きまして、事業内容の報告をさせていただきます。決算書の35頁をお願いいたします。

初めに、総括事項アの給水状況でございますが、令和６年度末の給水戸数は、１万3,643戸、給水人口は、２万6,680人で、普及率は88.24パーセントとなっております。有収水量は、259万2,694立方メートルで、有収率は77.86パーセントとなっております。

次に、イの改良事業の状況でございますが、事業費６億402万5,131円をもって、つがる市に3,808.1メートル、五所川原市に872.2メートルの配水管を布設替えしてございます。

最後に、ウの経営収支の状況でございますが、収益的収支では、税抜きの収入総額13億5,209万195円に対し、支出総額は、14億911万2,411円となり、収支差し引きで、5,702万2,216円の当年度純損失が生じてございます。

只今の当年度純損失でございますが、決算書の30頁にお戻りいただきたいと思いま

す。

只今の純損失が下から3行目の5,702万2,216円でございます、前年度繰越欠損金11億753万9,884円と合わせた、全額、当年度、当年度末です、11億6,456万2,100円とするものでございます。

以上で、第2章西北事業部水道事業の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第11号は、原案のとおり可決及び認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決及び認定されました。

続きまして、議案第12号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（黒沼立真） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第12号について、補足説明を申し上げます。

当企業団が加入している、青森県市町村総合事務組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が、令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する、地方公共団体の数の減少、及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第12号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号津軽広域水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第13号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案に同意することに決しました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

～監査委員被選任者(台丸谷績氏) 入場、着席する～

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長(高樋憲議員) 議案第13号は、原案に同意することに決しましたので、台丸谷績氏から挨拶をお願いいたします。

○監査委員(台丸谷績) 本日は監査委員に選任いただきまして、ありがとうございます。今までも4年間務めて参りましたが、これからもまた、よろしくお願いいたします。

○議長(高樋憲議員) ありがとうございます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長(高樋憲議員) 以上をもって、本定例会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。

○企業長(櫻田宏) 議長、企業長。

○議長（高樋憲議員） 企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和7年第2回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度決算の認定など、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

時節柄、議員の皆様には、くれぐれも健康に御留意され、一層の御活躍を祈念申し上げます。閉会に当たってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和7年第2回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

---

署名議員 佐々木 孝昌

(五所川原市長)

---

署名議員 古 川 洋 文

(平川市副市長)

---